

「国民基金は信頼喪失」



発行所 法律新聞社
東京都千代田区有楽町1の10
有楽町ビル420号
電話 03(3212)0960・7820
FAX 03(3215)0308
振替口座 00170-7-40324
大阪支局 大阪市北区西大崎4の11の30千代田会館2階
電話 06(364)3126
©法律新聞社 1997

購読料(税込)
1部 450円
6ヶ月 10,290円
1年 19,530円

今週の紙面

論壇 盗聴制度立法化に反対	2面
修習短縮臨臨開催へ日弁連内さきま	3面
日司連が年度内に綱紀制度具体案	6面
児童虐待対策厚生省が児福法運用指針	7面
国内人権機関設立へ初の手引書	8面

新たに立法求める

台湾の団体の 救済申立受け 日弁連が調査、勧告

慰安婦問題

元従軍慰安婦への日本政府による個人補償などを求め、台湾の団体から出されていた人権救済申し立てに対し、日本弁護士連合会(鬼追明夫会長)は三日、調査報告書と勧告書をまとめ、日本政府に提出した。この中で日弁連は、いわゆる「女性のためのアジア平和国民基金」の活動について、「もはや台湾政府当局や元従軍慰安婦らの信頼を失っている」と、その行きつまりを率直に指摘。台湾の戦後補償問題は条約上でも未解決で、元日本兵への補償など日本の国内法で解決したケースもあることから、「従軍慰安婦問題についても法的解決は可能との認識を示し、日本政府に対し、新たな立法による解決を強く求めている。同問題で既に日弁連は、昨年、個人補償を求める提言を発表しているが、「国民基金」政策の事実上の転換を迫る内容の見解を出したのは、これが初めてで、立法を含め政府に新たな対応を求めている各国被害者や支援者側の動きに弾みをつけるものとなる。

補償法案など独自検討へ

人権救済を申し立てていた元補償問題をめぐるとの条約上の年九月の日中国交回復後、同条約が終了するまで「特別取決」がされていない事実を指摘し、「請求権問題はいかなる条約によっても解決をみない状態が現在まで続いている」として、条約による解決済みと見なす。また、台湾の戦後補償問題では、一九八七年の「台湾住民である戦没者に関する慰金等に関する法律」(一九八八年の「特定元慰金等の支給の実施に関する法律」)制定で、

台湾人元日本兵に一定の要件を充たす限り、特定元慰金二百万円が支給されるようになるなど、日本の国内法による解決例を紹介した。

さらに一九九五年にスタートした「女性のためのアジア平和国民基金」による償い金支給が各国で伸び悩み、台湾でも反発が強いことを指摘。一九九六年には台湾外交部長が日本に国家補償を求めると発言、同国内が華僑体制で立法解決を求めていることや、「国民基金」に対しても、駐日台北経済文化代表処が「基金担当者は台湾内であり構わず慰安婦と接触を試み、説得しようとしているが、このようなことは被害者女性をだますようなもので、いたずらに混乱を生じさせている」とみているなどの事実を報告した。こうしたことから日弁連は結論として、①基金側の台湾

内での行動は政府当局、各党の立法委員、申立人、元従軍慰安婦の信頼を失っている②日弁連が一昨年、行った提言(本紙1175号)にある従軍慰安婦問題の真相究明、公的謝罪、個人への賠償、歴史教育の徹底などを、さらに押し進める点は現在も維持すべき③台湾については戦後補償問題は条約でも未解決だが、元日本兵について日本の国内法によって解決したケースもあることや、慰安婦問題が単なる道義的償いで済まされぬ戦時の女性に対する性的強制で人間の尊厳を侵害する問題であることから、日本は真相を究明し法的責任を明確にする方策を講ずべき、などと断定。

この趣旨から、勧告書でも台湾国内で「国民基金」が支持を得られない現実を日本政府が認識し、適切・可能な被害回復のための立法解決を早急に検討することを求めた。

今後、日弁連としても、真相究明・調査のための調査会を設置法案と、個人補償法案を独自にまとめ、国会や関係省庁に提言していく方針も固めている。

従軍慰安婦問題で日弁連は、今回の台湾のほか、インドネシアの二百五十人、韓国、フィリピン、台湾、オランダの計十三人、フィリピンの市民団体の計三者から、別々の人権救済申し立てを受けている(本紙1233号、1243号、1259号)。

従軍慰安婦・強制連行問題

ジュネーブ到着の翌日六月三日、現代奴隷制部会で証言した朝鮮人強制連行被害者チョン・ウンモ氏に同行して、日本人記者に会った。日本の政務使共同記者会見で、連合は「国民基金を支えた。ILO討議にふさわしくない」と日本政府以上に強硬に討議反対を表明したという。それでも半信半疑だった。日本の労組が、人権侵害問題にふたをししたりするはずがないし、被害者との真の和解を求めないはずがない」と、半ば希望的観測を持っていたからだ。心配で、労組・市民団体の代表である物橋多聞氏とともに、基準適用委員会が開かれているILO本部を訪ねた。中嶋氏は連合代表として、基準適用委員会に出席していた。

①首相のいわゆる「謝罪」がなせ十分なのか。首相の手紙には「謝罪」(apology)という日本語はなく、「おわび」と反省の気持ち」としかない。首相の公的謝罪というが、私の気持ちの表明であって、英文では、もっとはっきり「私の個人的な感情」(personal feeling)とされていて、国家によるものか不明である。多数の女性の名

部を訪ねた。中嶋氏は連合代表として、基準適用委員会に出席していた。すぐに「基準適用委員会の議長団が作った今年のリスト原案の二十七件には、日本軍性奴隷問題は入っていない」という複数の情報が入った。関係労組筋から国際労働会議参加者に配布された「慰安婦に関する連合の見解」(一九九七年五月二十九日付、7面に掲載)を見せられて愕然(がくぜん)とした。「見解」はこの事件を条約勧告適用会議委員会の討議のための個別事件リストにのせる必要はない」とまでいって、全面的に討議に反対している。ILOは論議に終止符を打つというに等しい。理由は、「昨年の会議後、日本政府が責任ある措置を取ってきた」からだという。具体的な主張を説いてさらに困惑している。これでは国際労働会議出席者は、日本政府が責任ある措置を取ったかどうかの評価をめぐって誤解してしまうであろう。それこそが、争点であるのである。

不可解な連合の討議反対

「見解」へ多数の疑問

「見解」は、「日本政府による医療福祉支援事業の開始」との題目で、日本政府は、住宅の改善、ケア事業、治療及び医薬品の支援を受けることを希望する元慰安婦に対して、かかる支援の提供を開始した」という。これは正しくない。国民基金が事業主体であることは全く触れられていない。「実質的には」などという言葉もない。これを読んだ関係者は「日本政府が韓国に多くの被害者」と主張を許すことになるのではないか。

②「見解」は、「日本政府による医療福祉支援事業の開始」との題目で、日本政府は、住宅の改善、ケア事業、治療及び医薬品の支援を受けることを希望する元慰安婦に対して、かかる支援の提供を開始した」という。これは正しくない。国民基金が事業主体であることは全く触れられていない。「実質的には」などという言葉もない。これを読んだ関係者は「日本政府が韓国に多くの被害者」と主張を許すことになるのではないか。

③なぜ、連合は民間基金事業だけで、政府の行為として十分なのか。専門家委員会勧告は「被害者の期待に沿う」ことを希望している(被害者は国家補償を求めている)。それを「支持する」といながら、まだ関係者は「日本政府が韓国に多くの被害者」と主張を許すことになるのではないか。

④「連合は、専門家委員会の勧告を支持する」という。それなら連合「見解」として、何故強制労働条約違反を、はっきり認めないのか。同勧告の核心は、議員に働きかけることを約し、中嶋氏は「自治労は国家補償立法の旗を下ろさない。一人でも提案議員ができたなら自治労は全力を上げて立法を推進する」と意見が一致し、強く握りしめて別れた。

ところが、議員立法による解決への動きが現実化した今年初めのことだ。「自治労が民主党の立法解決の提案(日本軍性奴隷被害者への国家補償立法案など)を阻止しようとしている」という情報があつて、信じられなかった。

自治労・連合次第で、国際労働会議の公式討議が実現した。その場合は、局面が転換し、国家補償立法の推進ができた。そうすれば真の和解へ大きな跳躍ができた可能性がある。何故その大切な機会をつぶそうとしたのか「裏切られた」と強い衝撃を受けた。「見解」は、ILOを誤らせ、被害者の救済と真の和解への道を塞ぎ(ふさぎ)いた。「公式に撤回されるべきだ」と考えるのは、筆者だけだろうか。多くの労組・市民団体の意見を聞いてみたい。

(ソウル大学法学研究所特別研究員、第二東京弁護士会)

戸塚悦朗の 国際人権 レポート

△331△

「昨年の会議後、日本政府が責任ある措置を取ってきた」からだという。具体的な主張を説いてさらに困惑している。これでは国際労働会議出席者は、日本政府が責任ある措置を取ったかどうかの評価をめぐって誤解してしまうであろう。それこそが、争点であるのである。

「見解」は、「日本政府による医療福祉支援事業の開始」との題目で、日本政府は、住宅の改善、ケア事業、治療及び医薬品の支援を受けることを希望する元慰安婦に対して、かかる支援の提供を開始した」という。これは正しくない。国民基金が事業主体であることは全く触れられていない。「実質的には」などという言葉もない。これを読んだ関係者は「日本政府が韓国に多くの被害者」と主張を許すことになるのではないか。

②「見解」は、「日本政府による医療福祉支援事業の開始」との題目で、日本政府は、住宅の改善、ケア事業、治療及び医薬品の支援を受けることを希望する元慰安婦に対して、かかる支援の提供を開始した」という。これは正しくない。国民基金が事業主体であることは全く触れられていない。「実質的には」などという言葉もない。これを読んだ関係者は「日本政府が韓国に多くの被害者」と主張を許すことになるのではないか。

③なぜ、連合は民間基金事業だけで、政府の行為として十分なのか。専門家委員会勧告は「被害者の期待に沿う」ことを希望している(被害者は国家補償を求めている)。それを「支持する」といながら、まだ関係者は「日本政府が韓国に多くの被害者」と主張を許すことになるのではないか。

④「連合は、専門家委員会の勧告を支持する」という。それなら連合「見解」として、何故強制労働条約違反を、はっきり認めないのか。同勧告の核心は、議員に働きかけることを約し、中嶋氏は「自治労は国家補償立法の旗を下ろさない。一人でも提案議員ができたなら自治労は全力を上げて立法を推進する」と意見が一致し、強く握りしめて別れた。

ところが、議員立法による解決への動きが現実化した今年初めのことだ。「自治労が民主党の立法解決の提案(日本軍性奴隷被害者への国家補償立法案など)を阻止しようとしている」という情報があつて、信じられなかった。

自治労・連合次第で、国際労働会議の公式討議が実現した。その場合は、局面が転換し、国家補償立法の推進ができた。そうすれば真の和解へ大きな跳躍ができた可能性がある。何故その大切な機会をつぶそうとしたのか「裏切られた」と強い衝撃を受けた。「見解」は、ILOを誤らせ、被害者の救済と真の和解への道を塞ぎ(ふさぎ)いた。「公式に撤回されるべきだ」と考えるのは、筆者だけだろうか。多くの労組・市民団体の意見を聞いてみたい。

(ソウル大学法学研究所特別研究員、第二東京弁護士会)

「国民基金は信頼喪失」

新たに立法求める

台湾の団体の
救済に立受け
日弁連が調査、勧告

慰安婦問題

補償法案など独自検討へ

[illegible]

役員兼任届け出制廃止

企業合併手續き大幅簡素化

研委會公告

機関
11. 印刷、記録用
紙、増紙、道端
用紙、印刷用紙
給所の
ます。
フチー
プリアンパ
794-3811
大阪、広島、福岡

論理と強制立法化に反対	2面
日清短程航路開便の日清海内まぎまぎ	3面
日司通が平度内に備紀制度具体案	6面
尾道港対策案主省が尾道港運賃増徴	7面
國內人権國體立へ切の手引き	8面

[illegible]

年記念出版〉

銀行業務判例総覧

「デラン実務家が金融取引のあらゆる
あなたの身近なコンサルタント!!」

のスペシャリストが総力をあげて
り手引き。
収録判例によって実務処理の
る。
応がすぐ引ける業務分野別編集。
2巻、111年ぶりの全面改訂版



石井 眞司 監修

HYBRID版 CD-ROMが付いて
流用の幅がグリーンとアップ!

1. 本文45項目すべてを掲載
2. 簡単入力で学問いらず
3. 高速検索・印刷制限
4. 検索履歴で再検索も簡単
5. 本文にコメントが簡単に追加可能

スーパー金融マンの条件

— 会社が変わらなければ自分が変わる

▼すべての金融マンに日本版ビッグバンを
生きぬくための術を伝授。
新時代の金融マン像を描く //